

第 2 回検討会までの意見及び課題・論点の整理

※斜字体は、第 2 回検討会における意見。

1. これまでの取組

○水環境ビジョン等

意見

- ・ 「水環境ビジョン」の中で書かれていることで今日の課題として挙げられているものの中から落ちているのは地球規模の水問題と地球温暖化だけ。そのとき既に地球環境問題以外のことは意識していたということをもう一度思い出す必要がある。
- ・ 環境基本計画の「水環境のあるべき姿」、水環境ビジョンの「地域ごとの望ましい水環境」という議論などを委員で共有したうえで、議論することがいいのではないか。「水環境のあるべき姿」について、第三次環境計画では、水環境の理想像を場面に応じて記した上で、さらに流域ごとの特性に応じて将来像を設定・関係主体の協働による地域づくりを進めるべし、と指摘している。
- ・ 「水環境」の悪化とは、水質汚濁だけでなく、「河川流量の減少」「湧水の枯渇」「親水機能の低下」「水に育まれた文化の喪失」「地盤沈下」「生き物の生息環境の悪化」など含めて、広い水環境の悪化・劣化を問題としている。
- ・ 目指すべき水環境として、これまでにどのような場面でどのようなことが言われているのか、共通認識を形成すべき。それも時間軸で見れば時代により変化するので、時代毎の目標を発信することが大切である。大きなエリア、ゾーンごとにそれぞれの問題も処方箋もことなるので、全体を俯瞰できるようにしたほうが良い。
- ・ すでに行っている取組についても列挙し、過去のいろんな施策の検証などを整理してもらおうと、取り組むべきことが見えてくるのではないかと。

2. 望ましい水環境像

- ・ どういう水環境であってほしいかということを考えると、「きれいな水」、「安心して飲める水」というのが本当に確保できるのか。ペットボトルの水を飲まなくていいような世界に早く戻ってほしい。どういった水の世界に我々はもう一回戻ることができるか、そのためにはどのぐらいの投資を必要とするのか。
- ・ 水環境ビジョンでは長期のゴールについては触れていなかった。温暖化及び少子高齢化という社会環境の変化など、長期的な予測を前提に、今与えられている水の賦存する資源をどううまく利用するかという観点から 50 年先を考えてどうするのだということ議論すべきではないか。

- ・ 少子高齢化という社会変化に対応できる政策が必要。一人当たり水資源賦存量が 1500～2000 m³ という限られた水資源の賦存量の中で、いかに利水をし、排水をし、水資源を管理し、水環境を管理していくか、という政策を我々日本人が作ることができたら、それは本当に次の世界の人たちの目標になる。そして、立てる過程では、アジアの諸国とお互いにディスカッションをして、できるだけ共通のコンセプトで水環境管理をするということが大事。
- ・ 日本は資源のない国であるが、資源と環境とものづくり、この3つのバランスをよくとって水環境のことを提言したい。利水ということを考えつつ、その地域に合った水環境というものもあるのではないか。全国一律の流れというはあると思うが、それよりももう少し地域ごとの目的に合わせて考えるという柔軟なシステムが良いのではないか。

○ 環境保全上健全な水循環の確保

問題意識

第三次環境基本計画において重点分野に掲げられている「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」は、関係省庁と連携して何に重点を置くべきか。

意見

- ・ ヒートアイランド化が顕著であり、道路や建築物を設置する際には、その地域におけるローカルな水循環を回復するような制度を構築できないか。
- ・ 水の循環と流域の管理という視点から、環境基準の達成性はどこをどう押さえればいいのか。今のシステムが長期的に見た時のエネルギーの問題との兼ね合いで、どういう体系にまで変えていかないといけないかということも考えておく必要がある。
- ・ 地球環境変化に対する適応策まで拮げなくても現在進めている施策の延長上で重要なものはたくさんあり、現在の技術をどううまく将来にむけて生かすのかということを取り上げていただきたい。河川ではそういうことが大変重要になっている。
- ・ 水循環の問題について、底質と生態系の問題を含めて、総合的に水環境というものをとらえる、あるいは評価するというのをこれからの大きな課題にしていきたい。

○水環境における生態系・生物多様性の保全

問題意識

水生生物の保全に係る環境基準・排水基準が導入されたが、生態系・生物多様性の保全のためにはさらに幅広い施策が必要ではないか。

意見

- ・ 生態系・生物多様性の保全を、今の枠組みで人の健康と生活環境の保全にプラスアルファするものとするのか。亜鉛のように生活環境の中でしか見ないということにとどめるのか。
- ・ し尿由来の微量物質、例えばエストロゲンの問題あるいは医薬品類が今までの処理系としては極めてとりにくい。しかも、一部は生物影響が出始めているのではないかという海外からの情報がある。生態系への視点として見た時に、場合によっては考えていかないといけない。
- ・ 生態系の問題としては、水温の問題がある。都市の排水系が持っている熱でかなり大きな変化をさせている。地球温暖化の前に水温の状況がどう変わってきているのか。
- ・ 生物、生態系に関して、しっかり議論しておかないといけないのは、今の水生生物の保全目標のような話であり、絶滅危惧種に関するものとは分けて考えないといけない。
- ・ 水環境における生態系の保全には、当然、漁業資源の問題とかも関わってくるはずなので、そうした問題をどう考えていくかということも検討すべきではないか。
- ・ 基準設定などが難しいのは生態系に対する悪影響。これは評価が非常に難しいし、その一方で、生物の多様性はどんどん失われ、何らかの影響があってもおかしくないということが続いていて、しかし、原因は明らかではない。一体どうしようかということになる。
- ・ 生態系を破壊している最も大きなものが有害物質の濃度だとはとても思えない。生態系を保全するならば、その点を明らかにした上で、本来、生物が棲めないところで化学物質を規制しているという批判を受けないように、トータルで考えて、整理をしていく必要がある。
- ・ 魚がそこに棲むためには、水質の問題もあるが、三面ばりの河川などの影響もある。国としてどのように取り組んでいるのか、どういうデータがあるのか。国土交通省、農水省の取組に対して全体的にコーディネートするのは環境省ではないか。

3. 水環境保全の目標

○水質環境基準（生活環境項目）

問題意識

現行のBOD、COD評価では、現実の水質悪化現象や国民の実感にそぐわないといった指摘があり、BOD、CODを補完又は代替する目標を設定すべきではないか。

意見

- ・ BODは有機汚濁のラフな指標としてはとてもわかりやすい。ただ、かなり水質のいいところでは低濃度化してくる中で、例えばTOCとか、そういうもので補完していくということが今後必要になってくるのではないか。

- ・ 海のCODはなかなか実態を表さないのではないかという認識から、海域の方では今、底層の溶存酸素、透明度を既にいれて議論している。入れるにあたっては、それなりの哲学、これもまだ中途半端なところがあると思っているが、どこまでの魚を守るべきかという議論をしているので、そういう情報も入れながら、なぜそういうDOを入れたか、というような経緯も情報共有すれば議論が深まるのではないか。
- ・ 川の水をきれいにして周辺で人々が憩う場所とするため、「泳げるような河川」を目指しているが、BODで見ると問題なくても下水道終末処理場があり、現実的には泳ぐには適さないというような河川の水質表示にはどのような指標が市民感覚として適するのかな。
- ・ ヨーロッパ、アメリカを見ていると、まず泳げるかどうか、レクリエーションとしてふさわしいかどうか、そういう視点からの大きなビジョンがまず決められており、そのためのインディケータとしてどういうものがあるか議論している。どの程度水域の環境の安全性が保たれているか、レクリエーション、いろいろな漁獲生産量についての安全性としてどうかという視点を明確にすべきではないか。
- ・ 異常時の場合にもあるが、降雨時に川の環境が大きく変わる。合流式の下水処理場では大雨が降ると普段と違う水が出てくる。
- ・ CODについては、水環境の理想像と利水目的の観点から定めた基準値に乖離が大きく、指標として使い続けることがよいのかどうかの検討を進めるべき。
- ・ EUなどでは、水質目標がいろいろあり、地域別に考えることになっているが、わが国に導入できるものは導入したらどうか。

○水質環境基準（健康項目）

問題意識

必ずしも直ちに排水規制を行う必要性のない物質であっても、モニタリングや未然防止措置が必要とされるような物質については、環境基準を設定すべきではないか。

意見

- ・ 環境基準というものはあくまでも政策目標。その中のどの部分を水濁法でシェアするのか、どの部分は水濁法以外の手法でシェアするのかということを整理して示しておく必要がある。その上で、水濁法の枠の中で足りない部分はどこかということを確認にする必要がある。
- ・ 環境基準を整理し直して、規制に直結するようなタイプのものと、リスクマネジメントにつながるものと、もっと政策全般にわたって取り上げなければならないものに分類する必要がある。
- ・ 健康項目は全部化学物質であるので、他の化学物質に関する法規・規制との整合性を取る必要がある。大防法では有害大気の見直しにおいて化管法との整合をどうとろうかという議論を始めている。自主管理という中身についても、水濁法の中でやるのか、化管法の中でやるのか、整理が必要である。

- ・ 農取法と水濁法とはどのように整理するか。農薬というのは非常に特殊なものなので同じ健康項目といっても一律に扱えない。
- ・ 底質についてはほとんど問題が起こった時だけしか基準等が設定されていない。水の中に検出されなくても底質に検出されるようになると、それが結果として生物濃縮を起こして問題を起こすということは当然考えられる。ダイオキシンについては基準があるが、その他についてどうするのか。
- ・ リスクに関しては、健康項目の中でもレベルが少しずつ違っていて、本当に同じように扱っているのか、バランスを一度見直す必要がある。リスクの大きさの観点から本当に何が問題なのか。次の段階では重点配分と思っている。
- ・ リスク管理では、多様な手段を組み合わせるということも特色になってきている。規制的な方法だけではなくて、経済的なインセンティブを与えとか、情報を利用して環境保護に向けて行動を促していくとか、そういった多様な手法も考えていく必要があるのではないかと。
- ・ 微量有害物質の問題で、基本的にはモグラ叩きをやっているが、周りはモグラだらけという状態になってきている。それでは本当に健康問題にしても、生態系にしても守れるのだろうか。水系に汚染物質を決して入れないという概念あるいは社会的な仕組み、あるいはモラルの問題、それを全部築き上げていかないといけない。環境を汚しているのは実は事業者だけでなく市民の生活そのものである。同時に、いろいろな汚染物質によって広がってきているものを、その影響は非常に長期に浴びて初めて見られるような出来事に対して、どのような未然防止の手段を講じられるか、その両方を解くアプローチが必要ではないか。
- ・ 50年後に現在は想像できないような化学物質が使われるようになっていて、しかも、それが健康リスクを及ぼすようなことがあるかもしれない。これに対して、どういう備えをしていくかということを実際に考えておく必要がある。
- ・ 水道の水質基準の改正にあたっては、できるだけ人の意思が働かないような試験方法を開発し、試験精度の管理が自動的にできるような試験方法を導入している。環境の分野も新しい環境基準の項目などを考えるときには、人の意思あるいは人の操作で結果が左右されるような試験方法は今後導入しないようにしていくべきではないか。

4. 水環境保全のための今後の取組

意見

- ・ 社会の人々が理解しないと、結局、物事は前へ進まないという意味で、今の状況と課題、これまでの対応というものを整理できれば、自ずとやらなければならないこと、あるいは時間的な緊急度とかも整理できるのではないかと。
- ・ 現状と将来について、時間軸と平面軸的なことになると思うが、水平軸、垂直軸のような整理をすると、今ここの議論をやっているのだというのがはっきりしてくる、そうした中で中長期的課題が絞り込めるのではないかと。

- ・ なぜ、誰が課題と判断したのか、そういう事象が少し共通認識としてあった方がいいと思う。例えば、課題であるというのは、そもそも今の環境基準という仕組みが問題なのか、それとも環境基準が達成されてないからか、達成方法の評価の仕方が問題なのか、達成できないことが問題なのか。
- ・ どうしても所掌事項でやれることというイメージになってしまうので、全体を俯瞰するようなことを整理すれば良いのではないか。
- ・ お金とか人とかは非常に限られてきているので、ばらまきのやめるのではなくて、ある程度重点化する方向が必要なのではないか。優先順位という話もあったけれども、是非そういう方向でやっていかないといけない。
- ・ 今後の取組について事柄を列挙してあるので、その関係性を整理し、その中では何が問題なのかを明らかにして欲しい。例えば「事業者の不適正事案への対応」がどれぐらいのインパクトが本当にあるのか。確かにこういう質のものは問題であるが、この程度なら事後にしてもいいなどという判断もあり得るだろう。
- ・ 大きく転換しようとしている水環境行政の中での水濁法の役割とか機能というものをしっかり考えなければいけない。
- ・ 工場公害が問題であった時代に策定した水濁法の「特定施設」「有害物質」という枠組みもそろそろ限界がきている。だから、「有害物質」は、「第一種水質汚濁物質」「第二種水質汚濁物質」「第三種水質汚濁物質」と直すだけでも随分違う。「特定施設」も包括的な定義にして、その中に特定施設が含まれるように変えたほうが良いのではないか。

(1) 事業者の不適正事案への対応

問題意識

近年顕在化している排水データ改ざんや排水基準違反等の不適正事案について、早急に制度的な対応をとる必要があるのではないか。

意見

- ・ 事業者のリスクコミュニケーションというか、リスクの管理という部分が、自らどういうものを扱っていて、外に出た場合にどのように影響するのか、こういった部分についてしっかりと意識を持って事業者が自らやるべきである。
- ・ 行政としては、どういう体制で、通常測定していない、又はモニタリングの対象になっていないものを速やかに分析して、どのように判断しなくてはいけないのか、この部分が課題として求められている。
- ・ 不適正事案について、現行法がやや甘いのではないか。

(2) 水質事故への対応

問題意識

油濁や化学物質の流出等の水質事故は増加傾向にあり、水質事故の防止対策の充実・対応の迅速化が必要ではないか。

意見

- ・ 水質汚濁防止法の事故時の措置の規定があのような形でいいのかどうか検討すべきである。
- ・ 非常時の場合、この中には事故の問題が当然あるし、雨天時も結構大きな問題を持っている。衛生微生物の視点から見ると、雨天時に水道側で問題が起こるケースがある。また、地震が起こった時の災害で環境はどうなるのか、そういう視点も必要ではないか。
- ・ 事故時の対応は、化学物質の管理のほうからも検討されている。事業者の方にとってはダブルの規制になってくるとい問題がある。
- ・ いわゆる事故が起きたときの対応については、あまりにも現行法は事故の概念がギチギチしすぎていて、実情にあっていないという問題があり、喫緊の課題である。
- ・ 事故時あるいは魚が浮いたとか、においが出たときに持って帰って即センターで分析する。「何が出たかわからないから、とにかく想定されるものを分析する」ための機関を今現在持っているが、いつまで維持できるか分からない。外注化すると、一長一短あり、困っている。

(3) 閉鎖性水域における水質改善

問題意識

湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、湖沼においては近年改善の兆しがみられるものの達成率そのものが依然として低い状況にあり、海域では一定の改善は見られたものの近年概ね横ばいとなっているなど、更なる改善が必要となっているため、今後どのような対策に重点を置くべきか。

意見

- ・ 閉鎖性水域で、どうしても解決しなければならないのは底質の問題であり、湖沼に入ってくる面源、点源等からの排出量が農業的なものも含めてどんなものか。
- ・ 他の省庁と一緒にになって試験域をつくって、湖沼に入ってくるものについてのデータを一緒に集めてほしい。全体的なもっと大きな意味での水管理という目で見ると、その辺をしっかりと技術的に積み上げないといけない。
- ・ 閉鎖性水域の第7次の規制に向けて、各省庁がいろいろな努力をされている。それをいかに活かしていくかは、環境省から見て他省庁に対してもどのようにしてほしいのか、やるべきではないかという提案ができるように積極的に働きかけることが必要ではないか。

- ・ 湖沼法については、汚濁された湖沼の水質の回復を目的として法律ができていますが、汚染されていない湖沼についても何らかの検討や取組を行うことを加えるべきではないのか。これは湖沼法改正の際の附帯決議の中にもある。

(4) 新たな排水管理手法の導入

意見

- ・ 情動的な手法によって、あるいは経済的な手法でもよいと思うが、中小企業が水環境に取り組むことが自分の経営にプラスになるというような観点が必要。ともすれば、規制、規制でまた中小企業に負担あるいはいろんなコストがかかるという観点を少し変える新しい考え方の視点が必要である。
- ・ 農業について、規制、規制ということではなくて、インセンティブというか、やったら何かいいことがあるなというものも含めて、風呂敷を少し広げて検討して何か答えが出ればいいのではと思う。
- ・ これからはおそらく限られた資源の中では自主的に取り組んだことに対する評価をできるような仕組みを取り入れていくことで、閉鎖性水域の問題に関しては、農業系の雨天時の問題、下水道も含めてであるが、努力した分だけ報われるような仕組みを考えていくべきと思う。
- ・ 生物のいろいろな問題を、例えば米国や英国では、生物試験で工場排水とか環境を管理しようということを行っている。環境省は勉強を始めているが、早めにこういうことを取り入れていくべきではないか。
- ・ 事業者の自主的な取組、あるいは国民の水環境に配慮した行動に対する理解と協力とか、こういった部分も非常に重要ではないか。インセンティブを与えるような取組というのにも必要。このような取組にリーダーシップをもつのが環境省だと期待している。

(5) 未規制の小規模事業場や面源負荷への対応

問題意識

排水規制が課せられていない小規模事業場に排水対策を導入するなど、何らかの対応を講じていくべきではないか。

意見

- ・ 特定施設を中心に排水規制という水濁法の枠組みは、既に生活雑排水のところではなくして新しい道を開いているが、そこが十分に意識されて強化されてきていない。相変わらず特定施設を中心にと思い込んでいる。

- ・ 川についても、特定の流域対策をやっていく必要が出てくるのではないかと考えている。これは手法としてはいろいろ考えられるが、条例でやる、あるいは自主的な取り組みとしてやる、地域の取組としてやるのが、今後必要になってくるのではないかと。
- ・ 生活排水対策重点地域というのを設けて着実に進んできたが、マンネリ化して最近あまり活性化されていない。小規模排水の問題を浄化槽の問題として重点地域の中でとらえて、浄化槽というのは、産業排水とか面源負荷は入れないけれども、下水道などの場合は小規模排水ももちろん入る。水環境保全に関する課題の中での浄化槽の位置付けが不明解だし、もっと発展的にできるだろう。今のような生活排水対策重点地域の問題を見直して、強化なり何か考えてほしい。
- ・ 生活排水処理施設の整備の啓発は、例えば、「このような生活排水処理施設を設置すれば、20～30%削減できる」、というようなわかりやすいラベリング方式がいいのではないかと。
- ・ 汚水処理人口普及率、下水道、合併処理浄化槽、農村集落排水施設等の普及率は全国平均が85%ぐらい。下水道は普及率なので実際には接続していないものがある。そうすると、生活排水処理率が87とか85といっても、実際にはもっと低い。そういう意味で生活排水対策を進める必要があるし、残りの部分について今後整備していくときには、特に人口が少ない地域になるので、浄化槽対策についてはかなりの優先順位で取り組んでいく必要があるのではないかと。生活排水対策重点地域の指定はうまく機能している。
- ・ 琵琶湖の例などでは自然由来の汚濁負荷量が3割を占める。もっと田舎では、自然由来が湖沼の汚濁負荷に占める割合というのはいくらも多い。自然由来の汚濁についても、例えば植林だけではなく、もう少し対策があるのではないかと。
- ・ 未規制のところ結構負担をかけているのに、そこは何にも手が打たれてない。とりわけ面源負荷というのは、本当になかなか手の打ちようがないので、何とかしなければならぬ。
- ・ 自然由来については手を加えていないが、水環境、国土保全、災害防止、自然由来のものに対するアクションというのは、国として不可欠で、対策を行うべきものではないかと。国交省も一部の河川では酸性排水について対策に取り組んでいるが、全体的に見たときに、自然由来であるということがゆえに、取組がなされず、例えば環境基準の達成レベルが低いという事例がたくさんある。

(6) 地下水・土壌汚染の未然防止対策

問題意識

今般の土壌汚染対策法改正においても指摘されているように、地下水・土壌汚染の未然防止対策を強化する必要があるのではないかと。

意見

- ・ 土対法を改正したが、土対法はもともと土壌汚染防止法ではない。土壌汚染防止の重要な担い手である水濁法がしっかり機能しないといけない。

- ・ 土壌汚染対策を行政として指導している時に、「この水、臭い」、「この工事現場、臭い」という声が寄せられた。原因となっている農薬等の化学物質（の不法投棄）とガソリン、重油などの汚染物の処分にあたっては、工夫しながらそれぞれの現場単位で廃棄物処理の一環で処分しているが、ルール化を検討すべきではないか。
- ・ 地下水保全と土壌保全、土対法と水濁法、この整合をどうとるかが大きな問題である。
- ・ 「汚染原因者の主たる業種」として、洗濯業などの割合が高い。（これらの業種は）小規模、零細企業が多いので、重点的な業種別対策が効果的ではないか。
- ・ 地盤沈下の問題などとも絡むが、地下水が基本的にタダだということで、水循環が切れてしまっているのではないか。例えば、地下水を有料にし、モニタリングや水資源の管理で使うなどの方策があるのではないか。

（7）気候変動への対応

問題意識

多摩川での外来熱帯魚等の繁殖、琵琶湖等の湖沼における下層低酸素状態の進行など、地球温暖化による水環境への影響と思われる事例が発生しており、影響の解明と適応策の検討が必要となっているが、どのような戦略で進めるべきか。

意見

- ・ 地球環境の変化による洪水流量とか渇水流量問題が頻繁化したときに環境に関係する問題はよくわからないと、河川問題解決のネックになる可能性が大きい。地球環境、水環境等の情報の省庁共通のプラットフォームづくり、しっかりとしたデータに基づいて議論できるようにすることが大事になる。

（8）地球規模で深刻化する水問題への国際貢献

問題意識

世界では多くの方が安全な水を手に入れられない状況にあり、人口増加・経済発展・地球温暖化の進行等により、今後さらに水問題が深刻化することが懸念されている。食料の輸入等を通じて、世界の水問題は日本にとっても重要であり、世界的に水の安全保障が重要となっており、我が国の知識や技術、経験を活用してどのように貢献すべきか。

意見

- ・ 水処理、膜の分野などが、今後、中小企業にとっても新しいビジネスチャンスになると思っているけれども、そういった新しい、日本の企業が貢献できるという観点からも、地球規模の水問題や地球温暖化の分野について考える必要がある。

- ・ 国際的には、半閉鎖海といわれる、例えば北海であるとか地中海であるとか、そういうところで国際的な汚染が問題になっている。日本海とかオホーツク海についても、そうした国際的な協力が将来的に必要なようになってくるのではないか。
- ・ いろいろ課題があるが、どういう順番でやっていくのか、その優先順位を考えていただきたい。ぜひアジアを中心に考えて、アジアの中の日本あるいは日本の中のアジアということで考えていただきたい。
- ・ 国際貢献であれば、環境技術で世界に貢献するという切り口がぜひ必要ではないか。

(9) 水環境のモニタリングとデータの蓄積

意見

- ・ 環境をモニタリングするという意味で他の調査とどう枠取りをしていくか。常時監視の効率化についても、実際にモニタリングするというものに対しての観点からどう考えるか、全体に見ていく必要がある。
- ・ 水環境の問題で何が一番大事なのか、データの蓄積だと思っている。データの蓄積についてあまり一生懸命でないのではないか。環境問題というのは、データに基づいてどう理解し、政策を考えるのが重要である。
- ・ 水環境だけでは済まないレベルの水問題がたくさん出てきている。情報のプラットフォームをどうやって持つのか。それぞれのところでは一生懸命やってきて、今まではそれでよかったが、今後はトータルとして、それぞれのやっている技術を統合化していかないといけない。
- ・ 各省庁で地球環境問題については、これから非常に難しい環境問題になる。データのプラットフォームを作るような方向で努力して欲しい。
- ・ 行政が税金を使ってどういうデータをとっていくか、議論がされていない。常時監視という形で、環境基準の設定されている河川については、測定点も項目も測るべきところはどんどん増えていく。本来、何を継続的に測るべきか、という議論が必要ではないか。

(10) 統合的な環境管理

意見

- ・ 水であろうが、大気であろうが、ある種の規制なり何かで対応しようとする、結構エネルギーを消費する場合もある。一方で炭酸ガスを減らさないといけない。その兼ね合いをどうするか、総合的に考えて合理的な方法が一番いいが、それは簡単にはわからない。
- ・ ヨーロッパの動きの特色として、「統合的環境保護」という考え方が出てきて、総合的に汚染管理をしていく必要があるという考え方が打ち出されるようになってきている。こうした制度の運用とか制度の在り方の中で参考になるものがあるのではないか。

- ・ ヨーロッパに先導されるが、例えばBAT (Best Available Techniques 「利用可能な最善の技術」) はある種のコストを無視してでもいい技術を入れるということを通じて環境をよくしようという概念である。また、予防原則とか、その他のアプローチなど、日本の水行政も目標に向けて、現実の妥協だけではなくて、一歩踏み出すという姿勢をこの際、明示していただきたい。
- ・ 「統合的な環境管理」は今後の水環境を考えていく上で大変重要な資料だと思う。「可視化」を考えるとにも、「統合」というキーワードで進めていっていただきたい。

(11) 施策のマネジメントサイクル

意見

- ・ これまでは、制度を作ってもデータを集め、その効果を把握するということが不十分だったのではないか。例えば流出水対策地区制度を面源負荷の低減のために行っているが、始まって間もないこともあるが、その効果を把握することをやっていただきたい。

※全般的な意見

- ・ 停滞水域の水環境、化学物質についてのリスク評価・リスク管理など、必要な調査・研究は常に続けるというようなことを考えなければいけない。
- ・ 水環境行政というのは、環境省だけではないので、他の省庁でどんなことをやっているのかということ踏まえた上で、その中で果たすべき役割を考えるべき。
- ・ 水環境の問題について、各省庁がそれぞれ行っているところを、もう少し一元化して、戦略的にチーム日本でやれるような提言というか、取組を出していただきたい。